

**第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託にかかる
プロポーザル実施要領**

1. 目的

本要領は、「第10期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託」にかかる契約の相手方となる受託者の選定に当たり、当該業務の目的および内容に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務量の規模 本業務の参考業務規模は 8,448,000 円（消費税込）の範囲内を想定する。

3. 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. スケジュール

内 容	日 程
公告（募集開始）	令和 7 年 7 月 17 日（木）
質問の受付開始	令和 7 年 7 月 17 日（木）
質問書の受付期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）
質問書の回答	令和 7 年 8 月 22 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 8 月 29 日（金）
提出意思確認書、企画提案書等の提出期限	令和 7 年 9 月 19 日（金）
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和 7 年 9 月 26 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 10 月 1 日（水）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、企業参加資格についての審査基準日は、本プロポーザル手続きの開始を公告した日の前日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること

- (2) 本市において建設工事等入札参加資格を有していること。
- (3) 本市から湖南省建設工事等入札参加停止基準（平成17年3月1日訓令第5号）に基づく入札参加停止を現に受けていないこと
- (4) 市町村税、法人税、消費税および地方消費税を滞納していないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (6) 湖南省暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第15条）第6条の規定により、自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 本業務の技術責任者として配置する者は、過去5年間に於いて、本市または他の市町村の発注する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る業務を担当した実績を1件以上有すること
- (8) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマーク所得）に審査登録されていること

6. 質問書の受付・回答

本実施要領および仕様書に対する質問は、次により行うこと。なお、評価および審査に関する質問については受け付けない。

(1) 質問について

質問書（様式5）により電子メールで提出すること。

電子メール件名「第10期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にかかるプロポーザルに関する質問（業所名）」

ア 送付先：電子メールアドレス kaigo@city.shiga-konan.lg.jp

※送付後、必ず電話（土、日、祝日を除く。）により到着確認をすること。

イ 質問書受付期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで

ウ 質問書の回答

令和 7 年 8 月 22 日（金）までに、本市ホームページに回答を公開する。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 「第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画公募型プロポーザル参加表明書」（様式 1）

イ 「提出意思確認書」（様式 3）

※ 「企画提案書」を提出しない場合は、提出意思確認書のみ提出してください。

ウ 「会社概要（様式任意）」以下の項目は必ず記載すること

〔事業者名、本社所在地、従業員数、業務内容〕

エ 「業務経歴書」（様式 2）

オ 「配置予定者調書（管理責任者・担当者）」（様式 4-1、様式 4-2）

カ 「企画提案書」

様式は、任意とし、下記の内容を記載すること

① わかりやすく見やすい計画書にする工夫

② 策定のポイント

③ 策定作業の項目

④ 本市・日常生活圏域(中学校区)の現状分析や各種調査結果を計画に反映する方法

⑤ 業務スケジュール

キ 「見積書（任意様式）」正本は要押印

ク 業務内容ごとに内訳金額がわかる形式とする

ケ 個人情報保護等に関する公的資格 JISQ15001 プライバシーマーク認定書（写）

(2) 提出部数 各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 提出方法 持参または郵送（必着）

(4) 提出先 下記問い合わせ先

(5) 提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

※ア「第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画公募型プロポーザル参加表明書」（様式 1）は、8 月 29 日（金）午後 5 時まで

8. 企画提案書の作成要領

(1) 提出する書類の規格は、A 4 版とする。両面可。ただし資料の作成上 A 3 版を利用した方が確認しやすい場合は A 3 版の利用を可とする。

(2) 企画提案書は、1 社 1 案とし、PR したいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、定められたページ数以内にまとめること。

(3) 「仕様書」の業務内容を踏まえ、以下の内容を盛り込むこと。

ア 序論

本事業の趣旨をもとに事業に対する考え方および重視すべき事項を記載すること。

イ 実施方針

仕様書の業務内容ごとにできるだけ詳細に記載すること。

ウ 実施計画等

委託者と受託者の作業の役割分担および業務の実施スケジュール。

エ アピールポイント

応募者としてのアピールポイントや有効な独自提案を記載すること。

9. 審査

(1) 企画提案の選定予定日等

ア 書類審査

企画提案書等の書類審査による。

イ プレゼンテーション

発表者は、制限時間（15分）内において、提出された企画提案書の内容に基づき、自由に説明する（どの部分を重点的に説明するか等は自由であるが、企画提案書の内容に基づかない説明は行うことができない）。説明時間終了後に、選定委員からの質疑応答（10分程度）を行う。

プレゼンテーションに参加できる説明者または補助者等の人数は、計3名までとする。ただし、管理責任者となる予定の者は必ず参加すること。企画提案書等に添付していない資料の追加提出や当日の配布等は認めない。

プロジェクター等の機材は使用できない。

① 日時 令和7年9月26日（予定）時間、会場は後日指定します。

② 会場 湖南省保健センター（予定）

③ 方法 プレゼンテーション方式

(2) 審査項目

審査項目		全体に占める割合	評価基準
1	業務経歴	15/100	別紙1
2	業務実施体制	10/100	別紙1
3	経費	15/100	別紙1
4	企画提案書に対する評価	60/100	別紙2

(3) 審査方法

ア 市職員で構成する選定委員会を設置し、各選定委員が提案についてそれぞれ審査を行う。ただし、提示金額が2の(4)で示す業務量の規模を超えている場合はそ

の企画書は審査から除外する。

イ 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

(4) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書等を提出した提出者を契約予定者として選定する。

(5) 審査結果の通知

提出意思確認書において、企画提案書を提出するとした事業所に対し、審査終了後、速やかに書面で通知する。

(6) 本業務にかかる担当

下記問い合わせ先

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

11. 提案書類の帰属等

- (1) 提出された企画提案書は、採択・不採択にかかわらず返却しないものとする。
- (2) 採択された企画提案書の著作権は、市に帰属するものとする。
- (3) 事業実施による成果品に関する権利は、すべて市に帰属する。事業実施による成果品に関する権利は、すべて市に帰属する。
- (4) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提出者の負担とする。

■問い合わせ先

湖南省健康福祉部高齢福祉課高齢介護係

〒520-3223 湖南省夏見588（湖南省保健センター内）

TEL : 0748-71-2356

FAX : 0748-72-1481

E-Mail : kaigo@city.shiga-konan.lg.jp

(様式1)

第10期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

湖南省長 松浦加代子 へ

所在地

企業名

代表者名



次の件について、公募型プロポーザルに基づく選定に参加したく、参加表明します。
なお、「第10期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託にかかるプロ
ポーザル実施要領」の「5. 参加資格」に記載の参加資格を有することを誓約します。

件名： 第10期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委託業務

担当者連絡先

氏名		電話番号	
部署(職名)		ファックス番号	
電子メール番号			

様式 2

業務経歴書

代表事業者名 _____

発注者	契約期間	業務名・業務内容	契約金額 (税抜き)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

- 1 同種業務の契約実績を以下の条件に基づき記入すること。
- ・最近5年間に元請として契約した代表的な業務

様式 3（第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託）

提 出 意 思 確 認 書

1. 業務名 第 10 期湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

2. 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提出します。
標記業務について、企画提案書を
提出しません。

令和 7 年 月 日

湖南省長 松浦加代子 あて

（提出者） 住 所

電話番号

商号または名称

代表者役職氏

配置予定者調書（管理責任者）

事業者名

代表者名

基準日：令和 7 年 6 月末現在

氏名・年齢 所属・役職		主な実績（5 件まで記入）		現在の手持ち業務内容 および件数
		※発注者・契約期間・業務名・契約金額（税抜き）	立場（役職）等	
氏名 （ 歳） 所属・役職	実務経験年数 年 （資格名） ・ ・ ・			

- (注 1) 業務経験数は、調査研究分野における経験年数を記入すること。
- (注 2) 主な実績の※欄に関しては、様式第 2 号業務履歴に記入がある場合は、業務名のみ記入し、他は省略可。
- (注 3) 立場（役職）等の欄に関しては、①管理責任者またはこれに準ずる立場 ②主たる担当者 ③補助的な立場 より選択し、記入すること。
- (注 4) 実績は、同種業務、類似業務の順で優先し記入すること。

配置予定者調書（担当者）

事業者名 _____

代表者名 _____

基準日：令和 7 年 6 月末現在

氏名・年齢 所属・役職		主な実績（1 名につき 1 件記入）		現在の手持ち業務内容 および件数
		※発注者・契約期間・業務名・契約金額（税抜き）	立場（役職）等	
氏名 _____ （ 歳） 所属・役職 _____	実務経験年数 _____ 年 （資格名） ・ ・			
氏名 _____ （ 歳） 所属・役職 _____	実務経験年数 _____ 年 （資格名） ・ ・			

- （注 1） 業務経験数は、調査研究分野における経験年数を記入すること
- （注 2） 主な実績の※欄に関しては、様式第 2 号業務履歴に記入がある場合は、業務名のみ記入し、他は省略可。
- （注 3） 配置を予定している担当者が複数の場合は、同種業務、類似業務の順で実績のある者で、手持ち業務件数が 5 件未満の者を優先し 2 名まで記入すること

質 問 書

事業者名 _____

代表者名 _____

質 問 内 容	質 問 理 由
事業所の名称・所在地 および担当部署	
担 当 者 氏 名	
連絡先（電話番号） （FAX 番号）	
電子メールアドレス	

審査項目 1, 2, 3 の評価基準

評価項目	評価の着眼点		評価点数	
	判定基準			小計
業務経歴	同種または類似業務の実績(実績の有無、件数)	過去の実績を下記の順位で評価する。 ① 計画作成業務の実績が 5 件以上ある。 ② 計画作成業務の実績がある。 ③ 計画作成業務に類似する業務の実績がある。 滋賀県内で業務実績がない場合はマイナス 5 点。	① 15 ② 10 ③ 5	15
業務実施体制	管理責任者	計画作成業務の実績がある。 実績がない場合は評価の対象としない。 ① 管理責任者の実績が 5 件以上ある。 ② 管理責任者の実績がある。 ③ 補助的な立場がある。	① 5 ② 4 ③ 3	10
	担当者	計画作成業務の実績を下記の順位で評価する。 業務実績がない場合は評価の対象としない。 配置職員が 2 名以下の場合は評価しない。 ① 担当者の実績が 5 件以上ある。 ② 類似業務の実績が 5 件以上ある。	① 5 ② 3	
経費	見積金額	配点 × (前記各提案者中最低見積金額) / (当該提案者見積金額) ※小数点第 1 位を四捨五入	15	15
小計			40	40

別紙 2 (第 10 期湖南省市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託)

審査項目 4 の評価基準

企画提案書に対する評価

評価項目	評価事項	詳細・着眼点		評価基準点				
				極めて 妥当	妥当	普通	やや不 十分	不十分
				6	4	3	2	1
取組方針の妥 当性	本業務における取 組方針は妥当で あるか。	①	本市・生活圏域の特性・課題を的確に把握し、例えばそれらを全国的な動向と比較する等の工夫をして示すことができるか。					
		②	市政全般について、偏りのない知識と関心を持っているか。					
各種調査・分 析の提案	本市の実態に即 した調査・分析に 実現性はあるか。	③	湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の視点や方向性について、湖南省の特性・課題を踏まえた提案がなされているか					
		④	本業務全体について企画力と実効性を有した提案がなされているか。					
計画策定の提 案	現状分析や各種 調査結果を計画 に反映している か。	⑤	現状分析や各種調査結果を計画に反映する方法					
		⑥	市民にとってみやすく、市民参加の視点が盛り込まれているか					
協議および計 画策定委員会 への提案	業務の提案内容 は論理的であり、 実現性があるか。	⑦	計画策定委員会について、十分な議論の上に意見を集約できる取組み体制や運営方法等の提案が なされているか。(骨子の作成など)					
成果品の実現 性	計画作成の支援 体制	⑧	業務量に見合った人員を配置しているか。					
アピールポイン トについて	提案されたアピ ールポイントが業務 に意欲的で、委託 者の業務負担軽減 につながっている か。	⑨	提案内容を明確に説明しているか。 審査委員の質問に対して的確に回答しているか。					
		⑩	自社のストロングポイントを明確に示し他社との差別化がはかれているか。					
		合計(審査員1名あたり)		/60 点満点				

選定審査表

事業者名 _____

審査項目 1・2							
評価項目	評価基準点					評価点記入	
業 務 経 歴	15 点満点						
業務実施体制	10 点満点						
経 費	15 点満点						
小 計 ④	40 点満点						
審査項目 3 企画提案書に対する評価							
評価項目	詳細	評価基準点					評価点記入
		6	4	3	2	1	
取組方針の妥当性	①						
	②						
各種調査・分析の提案	③						
	④						
計画策定の提案	⑤						
	⑥						
協議および計画策定委員会への提案	⑦						
成果品の実現性	⑧						
アピールポイントについて	⑨						
	⑩						
小 計 ⑤		60 点満点					
合 計 ④+⑤		100 点満点					

選定委員氏名 _____